

# 会 議 録

第 1 1 回定例会

開会 平成 2 8 年 9 月 2 9 日

## 教育委員会会議録

1 開 会 平成28年9月29日 午後1時30分

2 閉 会 平成28年9月29日 午後3時5分

3 出席委員

教育長	美馬 持仁
委 員	坂口 裕昭
委 員	田村 典子
委 員	三牧 千鶴子
委 員	辻 貴博

4 出席者

副 教 育 長	木下 慎次
教 育 次 長	森本 俊明
教 育 次 長	栗洲 敬司
教 育 創 生 課 長	藤井 博
教 職 員 課 長	儀宝 修
人権教育課心め問題等対策室長	湊 貴司
福 利 厚 生 課 長	日関 実
教 育 政 策 課 長	東條 正芳
教 育 政 策 課 副 課 長	木野内 敦

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[教育長報告]

副教育長 9月定例県議会における質疑応答の概要について報告する。

[議 事]

教育長 報告事項2を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第32号 徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則第4項第2号の規則で定める日を定める規則について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 議案第32号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第32号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項1 平成28年度とくしま教育の日（教育週間）実施事業について》

教育長 説明を求める。

教育政策課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

坂口委員：学校以外が主催している行事があるが、誰がどういう形で取捨選択しているのか。

教育政策課長：資料9・10ページに記載されている「とくしま教育の日実施本部」に諮り、認めていただいている。

坂口委員：とくしま教育の日の対象者は、広く一般の県民の方々になっているが、本部員を見てみると、教育界、行政の方たちだけで決めているってことですね。学校内部の事は絶対学校内部でしないといけないが、外部に委託して効果があるものについては、こういった外に広げていくものに対して、例えば、極端な話外部に委託できないのか。

教育政策課長：そういう形がとればいいが、とくしま教育の日として特別な予算があるわけではなく、実際は、それぞれに実施している事業をとくしま教育の日として位置付けして、広報、あるいは取材して広く県民の皆様に見ていただくのがこの事業である。

坂口委員：とくしま教育の日、教育週間として予算として大々的にこういうことをやってみようってことでなく、普段していること、予算無しでできることを集めて914数えている。内容を見てみると、オープンスクールは、授業参観的なものと違いはあるのか。

教育政策課長：オープンスクールは授業参観だけではなく、例えば高校が主催するのであれば、中学生がどの高校に行こうかという際に見ていただくという意味がある。

坂口委員：この時期だけやっているのか。

教育政策課長：オープンスクールについては、この時期だけではないが、特にこの時期に実施するものについては、学校が広報するだけでなく、教育委員会でもこういう形でまとめて広報している。

教育長：実際に現在活動していることを、広く県民の皆さまに見ていただくことが一つ。例えば、高文祭、産業教育展といったもの。ただ、とくしま教育の日は、これからどうしていくのか整理をしなければいけない時期にきているのかなと思っている。例えば、今日的な課題について何らかのイベントを実施する案も含めて、また、いろんなイベントが雑多にあるので、整理をしなければいけないという気がする。

坂口委員：文化祭、運動会、体育祭、とくしま教育の日でなくても実施するものも含まれている。

教育長：保護者だけでなく、地域の方々、いろんな方々に来ていただきたいという広報の視点からしている。

三牧委員：小・中学校のオープンスクールは例えば1週間設定して、その間いつ来てもらってもいいようにしている。安全面があるのでいつでもというわけにはいかないのに、こういう機会を利用して広く地域の方に来ていただくことにしている。

総合教育会議でも話があったが、教育の日とか利用して教育大綱を広く県民に浸透していかないといけない。出来るだけ少ない予算で様々なイベントを実施して徳島県の教育はこういった方向で進んでいってまずよということを広く浸透していくには、徳島の教育の進むべき方向を指し示すような広報の仕方が必要である。ピックアップした事業がこういう考えを基に実施しているんだと広く知っていただく良い機会だと思う。

辻委員：どのくらいの事業でマークを掲げているのか。

教育政策課長：カウントしていないが、教育委員会の事業は使っている。

辻委員：マークを広げていかなければいけない。市町村の広報を活用できないか。

教育政策課長：今年度も依頼していく。

教育長：広報については、市町村の広報も利用させていただく。またマークと、特に大綱について、いろんな場所で開催するこういった機会に県民の皆さまに大綱とそれに沿った取組を、もっと広報していかなければいけない。すぐにでも、まずはマークの普及と大綱の広報についてどこまでできるか、徳島県の取組をどこまでPRできるか検討しましょう。

三牧委員：総合教育会議でも大綱の広報に教育委員も行きますよと言ったが。

坂口委員：教育振興計画策定の時にも言ったが、広めにいきますよと言っているが、使ってくれない。広く県民にと言いつつ、「どなたでも参加できます」がむしろ少ないのでは無いか、目的に合っていない。

教育長：来年度に向けて、対象者を精選して、なおかつ一般県民向けに力を入れて、マークをつけてその所々で徳島県の教育の進み具合とか取組をしっかりとPRしていく。その時には、教育委員に出ていただくことも可とする。

教育政策課長：検討して参りたいので、その時には是非ご協力をお願いします。

坂口委員：実施事業数が914とあるが、例えば3事業とかに集中する方が効果がある。

教育長：広報するのはいいが、我々が特化してやっていくのはいくつかに絞るという形ですね。思い切りをつけて来年に向けて考えませんか。実際問題として、まだまだ教育の日ができたから、やっているものを寄せ集めてやっている感がぬぐえない、もっと広報して攻めていくというつもりで教育の日を活用していくということで、来年はがらっと変えるかも知れない。検討していきましょう。

《報告事項3 平成28年度第2回徳島県いじめ問題等対策審議会について》

教育長 説明を求める。

いじめ問題等対策長 内容等を説明する

〈質 疑〉

坂口委員：これは第1回の時にいろいろな意見がでてきて、成果物は何かとなったことを受けて、児童生徒用資料を作りましようとなり、部会も作り、意見をとり、進めているということか。

いじめ問題等対策長：はい。今回の意見を受けて、10月上旬に第2回の対策検討部会を開催し、そこでできあがったものを初校とし、審議委員の皆さんに郵送し再度、御意見をいただき、それを受けて第3回の対策検討部会を12月にできればと考えている。

田村委員：徳島県のいじめの現状はどうか。

いじめ問題等対策室長：26年度のデータであるが、26年度については見直し調査という調査のやり直しが文科省からの指示で行われ、数字的には増えた。

教育長：見直しというのは、いじめの認知に対する規定そのものが変わったからか。

いじめ問題等対策室長：いじめの認知に対する捉え方が各県で大きな格差があるというのが一点と、岩手県矢巾町の自殺事案が調査に反映されていなかったという二点があり、見直し調査が行われた。本県では、当初から1.4倍の増加になった。

教育長：積極的にいじめ認知をして、いじめの初期段階でしっかりと対応していくことが大事で、認知件数が多いことは悪いことではないというスタンスである。しっかりと認知をし、早く対応していくような姿勢である。

いじめ問題等対策長：平成26年度のいじめの認知件数は728件だった。1回目の調査に比べ、見直し調査が1.4倍の728件になったということである。

三牧委員：ネットのいじめとかトラブルのこと全部がというわけでないが、今の教育の方向が、柔軟な考え方、多様な考え方を尊重する方向にいていると思う。子供たちがネットとかそういったことに関わって、子供たちのルールのようなもの、子供たちの間に流れる常識に縛られていて、そのことでいじめになることがたくさんあると思う。

例えば、メールが来たら何分以内に返すなど私どもが考えられないような暗黙のルールがあってそれに縛られて、はみ出る、抵抗する、いいじゃないかと考える子供が結局いじめにあう。

ダイバーシティ（多様性）がこれからのキーワードと思う。子供たちの間に目に見えない、何か縛っているような考え方があり、これは教育が行こうとしている方向と逆行している考え方で子供たちの間に広がっている。そういったことも話題に取り上げ、多様な人がいて多様な考え方を持っていることはとても大切なことという考え方が浸透していくことは、とてもいいことだと思う。すぐに効果が上がることでないかもしれないが、是非、様々な場面で話題にしてほしいし、子供たちの所までその話題が届くようにしてほしいという感想を持った。

いじめ問題等対策長：別の組織でいじめ問題等対策連絡協議会という組織がある。そちらの話の中で、学校現場の校長先生の方から家庭でのルールづくりも重要だが、中学生ぐらいになると家庭でのルールづくりといっても難しくなってくるので、子供同士のルールづくりや道徳を推進していく、といったことが重要になってくるのではないかという意見があった。

坂口委員：連絡協議会というのは学校の内部で協議するものもあるということか。

いじめ問題等対策長：連絡協議会とは、各小中高の校長会、特別支援学校の校長会の会長や推薦された副会長など、いろいろな立場の関係機関から推薦された方が集まった会で、そこでも同様にいじめについて話し合った。

坂口委員：協議会とこの審議会の関係はどのようなのか。

いじめ問題等対策長：連絡協議会の中でも審議会の進捗状況や、そういったあたりの話もし、先ほども言ったように子供同士のルールづくりやいろいろと出てきた意見を審議会や検討部会でいかしていくということで話を聞かせてもらっている。

目的、役割でいうと、審議会と連絡協議会はともに条例で設置されたものである。連絡協議会は各関係機関が連携を図るという大きな目的がある。審議会は、いじめ問題の重大事態が起きた場合に機能するだけでなく、ない時であれば問題行動の課題に対してどうアプローチしていくかを具体的に話を進めていくという違いがある。

《協議事項1 平成29年度徳島県立学校実習助手採用候補者選考審査要綱について》

教育長 説明を求める。  
教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

三牧委員：林業の実習助手はないのか。

教職員課長：農業の実習助手の職務内容に林業が含まれている。

辻委員：それぞれの実習助手は専門性を持つということだが、農業の中の食品製造と林業は一緒にできるのか。

教職員課長：全てにわたって専門性のある方はいない。採用された方の特性を活かした人事配置をしていくことになる。

教育長：どの分野でも、一般的なことは全てしていただくことになる。例えば、畜産専門の方にも、野菜栽培、農場管理などをしていただくこともある。しかし、できるだけそれぞれの専門性を活かした人事配置をする。

農業高校において、食品製造を伴うことが増えているので、その方面の専門性の高い人も求められている。

広報だけでなく、専門性の高い人の確保のための努力をしっかりとしていかなければならない。

教職員課長：本県の農業、工業、水産の専門学科で学んだ方が、大学、企業等で身につけた専門性を持って、また実習助手として本県の学校に戻ってきれくれればありがたい。

また、必ずしも専門性が高い方が採用されるとは限らない。そういった場合は、採用後、育成していくということも考えている。

坂口委員：これは正規の実習助手の審査だが、ちなみに、任期付の実習助手というのはあるか。

教職員課長：ある。現在、期限付実習助手がいる。

坂口委員：例えば、民間で5年間勤めた人が、1年間、期限付実習助手として勤め、そこで得られる経験等を身につけて、企業へ戻っていくといった流れはあるか。

教育長：臨時であっても、地方公務員法の適用を受けるので、どこかの会社に所属したままでというわけにはいかない。

坂口委員：別の方法でということになるか。

三牧委員：例えば、ゲストティーチャーとか。

辻委員：企業の力ということであれば、定年退職をした方もまだまだ元気なので、そ

ういった方は期限付でお役に立てると思う。

教育長：現在、社会人講師として、専門性の高い人を非常勤で来てもらっている制度もある。今後、どういうシステムがよいか研究していかなければならない。

教育長 協議事項1を議案第33号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第33号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第33号を原案どおり決定する旨を告げる。

《協議事項2 平成29年度徳島県立特別支援学校寄宿舎指導員採用候補者選考審査要綱  
について》

教育長 説明を求める。

教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

[非公開]

《報告事項2 平成29年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査第2次審査の結果に  
ついて》

教育長 追加案件が1件あることを告げ、この案件を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第35号 退職手当の支給制限処分について》

[閉 会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午後 3 時 5 分

